

## 環境影響評価に関する図書等の公表に係る要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市環境影響評価条例(平成26年相模原市条例第33号。以下「条例」という。)に基づく計画段階配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、準備書意見見解書、環境影響評価書、事後調査計画書及び事後調査結果報告書(以下「図書等」という。)について、インターネット並びに相模原市立図書館、相模原市立相模大野図書館及び相模原市立橋本図書館(以下「図書館」という。)における公表について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び相模原市環境影響評価条例施行規則(平成26年相模原市規則第76号。以下「規則」という。)の例による。

### (公表の方法)

第3条 インターネットにおける公表は、相模原市ウェブサイトにおける図書等の公表又は図書等が掲載されたコンテンツへのリンクの表示によって行うものとする。

2 図書館における公表は、閲覧により行うものとする。

### (公表の期間)

第4条 インターネットにおける公表の期間は、条例に規定する縦覧期間とする。ただし、事後調査計画書については公告の日から事後調査結果報告書の縦覧が終了する日までとする。

2 図書館における公表の期間は、図書館の規定に則るものとする。

### (図書等の提出)

第5条 事業者は、条例の規定により図書等を市長に提出するにあたり、インターネット及び図書館における公表に協力する場合は、環境影響評価図書等の公表に係る許諾書(別記様式。以下「許諾書」という。)を提出するものとする。この場合において、当該図書等の電磁的記録及び閲覧に必要な部数の図書等も併せて提出するものとする。

2 市長は、事業者から提出された図書等を、図書館へ送付するものとする。

### (電磁的記録の作成仕様)

第6条 事業者が提出する電磁的記録は、CD-ROM等の可搬型の電子媒体とする。この場合において、ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広く

サポートされているものを用い、各々のファイル容量をおおむね5メガバイト以下になるようにするものとする。

(著作権への留意)

第7条 市長及び事業者は、図書等を公表するにあたり、次のとおり留意するものとする。

- (1) 事業者は、図書等に図書等の作成者以外の者が作成した地図、写真、図形等の著作物(以下「引用著作物」という。)が含まれ、著作権法(昭和45年法律第48号)に基づく権利侵害の確認が必要なものについては、当該著作権者から引用及びインターネットにおける公表をすることについての許諾を得て、その旨を許諾書に記載するものとする。
- (2) 市長は、相模原市ウェブサイトにおいて、著作権者の許諾を得ないで複製、転用等を行うことを禁止されている旨記載するものとする。
- (3) 事業者は、引用著作物のインターネットにおける公表に関し、当該著作権者の許諾を得られない場合は、その旨を許諾書に記載するものとする。
- (4) 前号の場合において、市長は、該当著作権者の許諾を得られない旨を相模原市ウェブサイトに記載した上で、当該箇所を掲載しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、インターネット及び図書館における公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

環境影響評価図書等の公表に係る許諾書

年 月 日

相模原市長 あて

住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 〕

下記の図書等について、相模原市ウェブサイトにおいて公表することを許諾します。  
また、相模原市立図書館、相模原市立相模大野図書館及び相模原市立橋本図書館で公表することに同意し、閲覧のために下記の図書等を寄贈します。

(図書名).....

なお、当該図書等の相模原市ウェブサイトにおける公表に係る引用著作物の許諾状況については、下記のとおりです。

引用著作物 (地図、写真、図形等)	著作権者	許諾状況(該当するものに )
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他: )
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他: )
		許諾 ・ 不許諾 ・ その他 (その他: )

地図について、国土地理院等の承認を得ている場合の承認番号